



優先接種対象者への 予防接種費用を一部補助します

これから秋冬にかけて、新型インフルエンザの感染拡大が予想されます。市では、感染拡大を可能な限り防止し、市民の皆さんの健康被害を最小限にとどめるため、さまざまな対策を実施しています。流行を抑制するためには、市民の皆さん一人ひとりの徹底した感染防止策の実施が最も重要です。ご協力をお願いします。

問い合わせ

- 対策全般について 新型インフルエンザ対策本部（危機管理課・☎574-8597）
- 健康相談などについて 深谷市保健センター（☎575-1101）
- 国民健康保険について 保険年金課（☎574-6641）

今回の新型インフルエンザは、ブタ由来のウイルスが人から人に感染する能力を持ったものです。ほとんどのかたが軽症で回復していますが、重症化することもありますので、注意が必要です。

1 主な症状

- ① 突然の発熱（38℃以上）
- ② せき、くしゃみなど
- ③ 頭痛、関節痛、のどの痛み
- ④ 全身倦怠感

2 季節性インフルエンザとの違い

多くの人が免疫を持たない



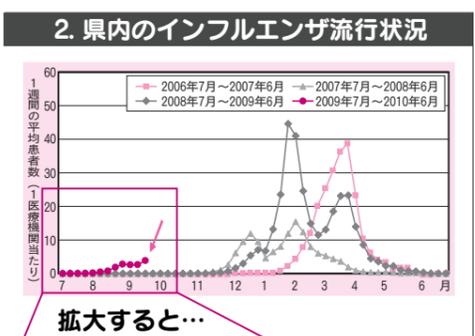
ため、季節性インフルエンザより流行規模は大きく、感染者数も多いと予想されます。

3 どうやってうつるの？

季節性インフルエンザと同様、飛沫感染や接触感染が考えられます（左記1）。

4 県内の流行状況

季節性インフルエンザは、高温多湿な夏の時期はおさまり、涼しい秋になってから流行する傾向にあります。しかし、新型インフルエンザは、季節性と異なり、夏の時期でも増加しています（左記2）。



5 かかったかなと思ったとき

「インフルエンザかな？」と思われる場合は、受診する前にかかりつけ医に電話で連絡し、医師の指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診するようにしましょう。かかりつけ医がないなど、受診医療機関が分からない場合は、熊谷保健所新型インフルエンザ相談窓口（☎523-2811）にお問い合わせください。

※詳しくは、広報折り込みの「新型インフルエンザにかかったかなと思ったときのQ&A」をご覧ください。

例年、7月～10月はインフルエンザの流行はおさまっていますが、今年は、7月下旬から発生が急増し、9月中旬では、1週間の平均患者数が3.95人（1人を超えると流行期）を記録しました。

予防接種費用補助など深谷市の取り組み

国の対策（左記3）の下、市では新型インフルエンザ対策本部を設置し、緊急的に予算措置を行い、迅速な対応を図っています。主に次の対策に、全力で取り組んでいます。

1 優先接種対象者への予防接種費用の一部を補助

優先接種対象者（左記4）のかたが新型インフルエンザの予防接種を受ける場合、市が接種費用の一部を補助します。

2 医師会と連携

市と医師会は、感染拡大を防止するため、一丸となって新型インフルエンザ対策に取り組んでいます。

3 国保税滞納者への短期被保険者証を発行

感染拡大に備え、国民健康保険税の滞納により国民健康保険被保険者証を交付していない市民に対し、医療機関を受診しやすくするため、短期被保険者証を発行します。

4 公共サービスを維持するための対応策を策定

新型インフルエンザ流行時に、重要業務の中断による行

政機能の低下、市民生活への支障を防ぐため、業務継続計画を策定します。

5 消毒器などの備蓄品を充実

感染拡大防止策として、自動手指消毒器、消毒液、マスクなどを購入します。

また、すでに9月1日には、老人福祉施設（6か所）、保育園（10園）、学童保育室（12室）、幼稚園（12園）、小学校（19校）、中学校（10校）に来訪者用の消毒液を設置しました。市役所など、その他の公共施設については、感染拡大の状況により、設置をしていきます。

個人・社会で取り組む予防

個人で取り組む予防

- 1 手洗い、うがいを習慣に**
帰宅時や食事の前の手洗いうがいを習慣にしましょう。
- 2 マスクの着用とせきエチケットを徹底しましょう**
マスクの着用とせきエチケット（左記5）の徹底以外に、部屋の湿度を適度に保ち、換気することも大切です。
- 3 十分な休養とバランスの良い食事を心がけましょう**
日ごろから体力や抵抗力を高めておきましょう。

社会で取り組む予防

感染が拡大すると、急激な患者の増加による医療機関への負担が増加し、重症患者への対応に支障がでる恐れがあります。こうした状況を可能な限り避けるためには、患者数増加のピークをできるだけ低く抑え、急激な患者の増加を防止することが必要です。社会全体への影響を最小限にするともに、皆さんが安心して医療機関を受診し、治療を受けられる環境を維持するために、次の対応にご理解、ご協力をお願いします。

3. 国の対策

以下の対策を組み合わせ、総合的に実施しています。

- ◆ 地方自治体と連携した適切な感染防止対策の実施
- ◆ 大規模な流行に対応した医療体制の整備
- ◆ ワクチンの確保と接種の実施
- ◆ 的確な発生状況の把握および分析の実施
- ◆ 広報の積極的展開

4. 優先接種対象者

次の(1)～(5)に該当するかたが、国が設定した優先接種対象者のかたです（9月4日時点の国の案によるものです。今後、変更になる場合があります）。

(1)医療に従事されるかた
(2)妊娠中のかた
(3)基礎疾患のあるかた

- ・慢性呼吸器疾患、慢性心疾患のあるかた
- ・糖尿病など代謝性疾患のあるかた
- ・腎機能障害のあるかた
- ・ステロイド内服などによる免疫機能不全のあるかた

(4)小児（1歳～就学前）
(5)1歳未満の小児の両親

- ◆ 基礎疾患のあるかたや妊娠中のかたなどは、感染すると肺炎などを引き起こし、重症化するリスクが高いといわれていますので、特に注意が必要です。そのため、事前にかかりつけ医に感染時の対応について相談しておくことをお勧めします。

5. せきエチケット

- ◆ せき、くしゃみのあるときは、マスクを着けます。マスクを着けていないときは、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆い、周りの人から顔を背けます。
- ◆ 口と鼻を覆うのに使ったティッシュはごみ箱に捨て、他の人が触らないようにします。また、せき、くしゃみを手で覆った場合は、手はせっけんで丁寧に洗い流します。

2 各種イベントの中止

学校などと同様、大人数が集まるイベントでは、感染拡大が予想されます。流行状況に応じて、イベントが中止になる場合があります。

1 学校・学級閉鎖や登園自粛

急激な感染を防ぐため、幼稚園や小・中学校で学校・学級閉鎖を実施するほか、保育園や学童保育室で登園自粛をお願いする場合があります。